「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の公布に伴って改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」について

舟橋達也
Tatsuya Funahashi
松山大学　薬学部　教授

2021 年 2 月 13 日から改正された感染症法において新型コロナウイルス感染症が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更された。これにより新型インフルエンザ等感染症にはこれまでの「新型インフルエンザ」と「再興型インフルエンザ」に「新型コロナウイルス感染症」と「再興型コロナウイルス感染症」が追加され、改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法に沿って対応することとなった。

改正された感染症法において新型コロナウイルス感染症を指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更

新型コロナウイルス感染症に係わる対策の推進を図るため「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」により「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等が定められた。この改正に伴い、感染症法も以下の点等について改正され 2021 年 2 月 13 日から施行された。

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの変更

新型コロナウイルス感染症は感染症法の指定感染症として対策が講じられてきたが、指定期限以降も継続的な対策を講じるために、改正された感染症法において新型コロナウイルス感染症は指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更された。この変更に伴い、新型インフルエンザ等感染症にはこれまでの「新型インフルエンザ」と「再興型インフルエンザ」に、「新型コロナウイルス感染症」と「再興型コロナウイルス感染症」が追加された。

国や地方自治体間の情報連携

関係自治体が感染症の発生状況を確実に把握し、広範囲な調整や有効な対策の実施につなげるため、保健所を設置している市長・特別区長に対し、厚生労働大臣に加えて都道府県知事への発生届の報告や積極的疫学調査結果の関係自治体への通報が義務化された。また、発生届・積極的疫学調査結果の報告等について、新型コロナウイルス感染症では HER-SYS（ハーシス、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）への入力を通じて国・地方自治体間の情報連携が図られることとなった。

宿泊療養・自宅療養の法的位置付け

厚生労働大臣が定める新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を規定）・新感染症について、都道府県知事は、その患者に対してまん延を防止するために必要であると認めるときは健康状態について報告を求め、宿泊施設もしくは自宅から外出しないこと等、感染防止に必要な協力を求めることができるものとされた。

入院勧告・措置の見直し

厚生労働大臣が定める新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を規定）・新感染症について、入院勧告・措置の対象が入院治療を要する者や重症化リスクの高い者に限定されるとともに、まん延防止の観点から宿泊療養・自宅療養の要請に応じない者も対象とした。正当な理由なく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50 万円以下）が定められた。

その他、新型インフルエンザ等感染症の患者等が正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合の過料（30 万円以下）が規定された。さらに、緊急時、医療関係者・検査機関に対して協力要請ができることとされ、正当な理由なく要請に応じなかった場合には勧告や公表ができるようになった。

参考文献
厚生労働省：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）2021 年 2 月 3 日
https://www.mhlw.go.jp/content/000733827.pdf

キーワード　新型コロナウイルス，感染症法，新型インフルエンザ

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。